

権利主体となる根拠をめぐって； ワイズ博士広島講演のまとめにかえて

野崎亜紀子

ワイズ博士は、日本学術振興会外国人研究者招聘プログラムの一環として、広島市立大学に来学され、小講堂でのご講演に加えて、その後教員・学生等とともに講義室での意見交換をして頂いた。聴講者は学生教職員を含め 100 名余にも及び、大変盛会となった。

ワイズ博士の講演は、明快且つ丁寧でわかりやすい語り口で行われ、聴講した学生、国際学部教員の関心はきわめて高かった。このことは、講演後の感想や、講演後に行われた追加講演および意見交換・質疑の場に、想定を越える参加があったことなどからも伺える。このことは、通訳の労を執って下さった嶋津教授のわかりやすい適格な言葉の選択にも、大いに由来するところであり、開催責任者として心より御礼申し上げる。

講演は、ワイズ博士の 25 年余にわたる、動物の権利保護にかかわる法実務上の活動および活動の組織化を踏まえ、現時点での集大成とも言い得る 2 つの書籍 “Rattling the Cage(2001)” “Drawing the Line(2002)” の内容を中心として構成された。本講演でワイズ博士は、「動物には基本的権利（身体的自由とインテグリティの保護）がある」とする主張の根拠として、科学的知見を強調した。筆者はこれまで動物の権利をテーマとして検討を行ったことはなく、またミラーテスト以降取り組まれる、実践的自律能力の有無を検証する実験手法の開発とその妥当性を評価する能力はない。そこで以下、少し距離を置いた視点から、ワイズ博士が採用する、問題設定のスタート地点に焦点を絞って、筆者自身の問いを明らかにすることで、本講演のまとめにかえることをご容赦いただきたい。

以下、あくまで本講演の範囲内に限定した理解に過ぎないことを、初めにお断りしておく。

ワイズ博士は、人間以外の動物が基本的権利を有する十分条件として、実践的自律能力があることを掲げ、実践的自律保持の要件として、以下の 3 要件を示している。

- ① 自覚（自己意識）があること
- ② 自分の求めるものを自覚的に追求可能であること
- ③ 心の理論を持つ（他者とは異なる自分という感覚がある）こと

人間以外のどの動物が、これらの 3 要件を充たすかについて、最新の認知科学・脳科学的実験による検証に基づいた知見を根拠に、その能力を数値的に評価し、それに基づいて実践的自律の有無を判断するのである。

「人権」という概念は、何故「人」のみを対象とするかのように「人」権であるのか。言語を用いて権利を語り、これを主張することのできる事実上の存在が人間である、という事実以外に、「人権とは人の権利である」ことに正当性はあるのだろうか。この点については、本講演でも述べられたように、人権は「人」に限定されるものではなく、例えば法人にも人権は認められている。我が国の憲法学上も、(1)法人の活動が自然人を通じて行われ、その効果が究極的に自然人に帰属すること、(2)法人が現代社会に於いて一個の社会的実体として重要な活動を行っていること、等を考え合わせ、法人に対して、一定の人権保障が及ぶと考えられている。当然ながらこれは、法人が上述の①②③の要件を具備するからではなく、別様の機能的な社会的要請に基づいている。このことはもちろん、上述の要件は人権享有主体であることの十分条件に過ぎない、とする、博士の主張と矛盾しない。実践的自律を保持しなくとも、基本的人権を享有する主体は、何らかの社会的要請とともにあることを、博士は認める。その上で、以下の講演内容を今一度振り返ってみよう。

たくさんの司法の判例を読んだところによれば、先ほどの脳の無いような存在に対しても権利を認める場合があります。ありますが、それは法的なある種のフィクションを前提にしている判決だということです。それはどういうことかという、あたかもそういう存在にも利益というものがあって、その人の利益を守るために誰かが代理人になるという、そういう論理が使われるわけで、それは私の理解によると、本当はないのだけれどもあることにして、法的な枠組みの上に載せている、という事になっているのです。

考えたい点は二点ある。両者は連続した論点である。

第一に、基本的人権の享有主体であるための要件として、博士が掲げる実践的自律というものさしは、その他の（社会的）要請との間に序列関係があるのかどうか、である。すなわち、第一義的には、実践的自律が基本的人権の享有主体の十分条件である。しかしそれを持たないとはいえ、社会的に基本的人権の享有主体として認めるべき何らかの社会的要請がある場合には、無能児等実践的自律を持たない存在を人権享有主体と見なす、とこのように理解すべきであるのだろうか。以上のような仕方でも、実践的自律と、その他何らかの社会的要請を背景とする別のものさしとの間に、価値序列を認めるのかという点である。第二に、法におけるフィクションについての理解である。例えば無能児に限らず、実践的自律能力を事実として認めることが難しい人間の事例（逆に実践的自律能力を事実として認めることのできる事例として、チンパンジーやボノボなどが挙げられている）はいくつも考えられるであろう。しかし、法的権利とは、そこにコーヒーカップが存在するといった物理的事実の表象として「在る」のではない。他者と等しく、他存在から不当な介入を受けることのない自由を享受すべき法的主体として権利を享有するということは、物理的事実ではなく、規範的事実である。例えば、成年であるかどうかについて、我が国では 20 歳を規準としている。しかし、法律行為を行うことのできるだけの“能力”を、日本人のすべてが 20 歳時に獲得しているかどうかを考えてみれば明らかのように、そこには当然ば

らつきがある。しかし、この場合重要なのは、20歳という年齢に「決まっていること」である。そのように「決める」ことによって、事実そうした能力を持っているとしないに関わらず、20歳以上の日本人は成年になるのであり、そうした能力を有することになるのである。これは物理的事実との関係では、制度によるフィクションと言えよう。しかし、法的空間（これ自体極めてフィクショナルな空間であるが）に於いてそれは事実であり、実際にそれらの規範的事実を前提として、現実の社会は構成され、機能しているのである。このように考えるならば、物理的事実として実践的自律能力のない無能児について、「本当は〔自律能力は〕ないのだけれどもあることにして、法的な枠組みの上に載せ」ることは、法が持つ最も重要な、その核心となる技法である。なおこのことは、自然法的法理解に於いても同様である。すなわち自然法的法理解もまた、事実上の力と、法的権利とはその次元を異にしているのであって、上記理解と矛盾しないと考えられよう。立ち返って無能児の問題に戻れば、少なくとも我が国の法体系に於いては、人間について出生前と出生後との線引きを（死亡前と死亡後の線引きもまた同様）、権利主体とするに当たっての「線引き」としている。そこでは、事実としての自律能力の如何は問題とならない。

以上のことを考えたときに、この法的フィクションの技法を少なからず後退させ、科学的知見に裏打ちされた自律能力の有無を、基本的人権享有主体であるかどうかを決めるものさしとして用いる、という問題設定が、何故に導き出され得るのか、検討の余地がありはしまいか。

筆者もまた、「弱者を保護する最も強い武器 **weapon** は、その存在を権利の主体と認めることである」とする理解を共有する。これと併せて、学生による質問2の冒頭に述べられた、「基本権というのは、人間が社会を構成していくために人間が作り出した、人間のための概念だと思います。」という問いの背後には、動物の権利の問題のみならず、なぜ「人」権なのかという、なお問われるべき大きな難題が控えているように思われるのである。